

平成 28 年 10 月

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

契約管財局発注の測量・建設コンサルタント等業務に係る
優良事業者に対するインセンティブについて

契約管財局発注の測量・建設コンサルタント等業務における受注可能本数の取扱いについて、優良事業者に対するインセンティブとして、次のとおり受注可能本数を年間 1 本追加することとします。

記

1 実施内容

測量・建設コンサルタント等業務に係る事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札については、「受注可能本数の取扱いについて」により、市内本店業者は年間 3 本、その他業者については、年間 1 本受注できることになっています。

今回、契約管財局発注の業務委託契約に係る優良事業者に対するインセンティブとして、公共工事等の品質の確保及び受注者の技術力、履行能力の向上に資する観点から、大阪市業務委託成績評定要領において、評定点が優良な市内本店業者に対し、さらに、受注可能本数を年間 1 本追加することとします。

(詳細は、別紙「測量・建設コンサルタント等業務における受注可能本数の取扱いについて」を参照してください。)

2 対象種目

入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）において、100 測量、200 地質調査、300 建築設計・監理、400 設備設計・監理、500 建設コンサルタント、600 補償コンサルタントのいずれかに該当するもの

3 対象となる入札

事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札

事業所管局が類似業務であると判断した案件で、前年度又は前々年度中の契約管財局における入札時に 20 者以上の参加があった場合につき適用します。

4 対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に公告する案件

5 受注可能本数

市内本店業者・・・3本+1本（優良事業者に対するインセンティブ）

市内支店業者及び市外業者・・・・1本

ただし、優良事業者に対するインセンティブの対象は、次に掲げる評定点以上の成績があった業務種別とし、その該当業務種別について受注可能本数を1本追加します。

なお、該当種別において評定点以上の成績が複数あった場合であっても追加するのは1本限りとします。

- (1) 市内本店業者のうち、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間に完了した本市発注の建築及び建築設備工事に係る設計業務及び工事監理委託業務のうち、大阪市業務委託成績評定要領に基づく評定点が 85点以上の成績があった事業者
- (2) 市内本店業者のうち、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間に完了した本市発注の土木等関係業務及び用地等関係業務のうち、大阪市業務委託成績評定要領に基づく評定点が 80点以上の成績があった事業者

6 実施時期

平成29年4月1日以降に発注する案件から適用する。

7 お問い合わせ先

契約管財局契約部契約課業務委託グループ TEL 06-4395-7145

(別紙)

測量・建設コンサルタント等業務における受注可能本数の取扱いについて

(対象案件:平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に契約管財局において公告する案件)

測量・建設コンサルタント等に係る事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札により執行する案件において、受注可能本数制限を行うものについては、以下のとおり取扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件についてはこの限りでない。

(受注可能本数を制限する対象)

- 1 受注可能本数の制限は、次に掲げる案件を対象に適用する。
 - 対象種目
入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）において、100 測量、200 地質調査、300 建築設計・監理、400 設備設計・監理、500 建設コンサルタント、600 補償コンサルタントのいずれかに該当するもの
 - 対象入札
事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札
※ 前年度又は前々年度中の契約管財局における入札時に20者以上の参加があった案件の類似業務であると事業主管局が判断した場合につき適用する。
 - 対象期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に公告する案件

(受注可能本数)

- 2 市内本店業者 3本
市内支店業者及び市外業者 1本
 - (1) 受注可能本数の積算は、対象業務種別のうち、本市が受注可能本数の制限の対象とした案件においてのみ行うものとする。
 - (2) 「市内本店業者」と「市内支店業者及び市外業者」の判断は、開札時点の入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）において行うものとする。
 - (3) 大阪市業務委託成績評定要領において、次に掲げる評定点以上の成績があった事業者については、その該当業務種別について受注可能本数を1本追加する。

なお、該当業務種別において評定点以上の成績が複数あった場合であっても追加するのは1本限りとする。

ア 市内本店業者のうち、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間に完了した本市発注の建築及び建築設備工事に係る設計業務及び工事監理委託業務のうち、大阪市業務委託成績評定要領に基づく評定点が85点以上の成績があった事業者

イ 市内本店業者のうち、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間に完了した本市発注の土木等関係業務及び用地等関係業務のうち、大阪市業務委託成績評定要領に基づく評定点が80点以上の成績があった事業者

(受注可能本数に達した場合の取扱い)

3 受注可能本数については、落札者又は落札候補者（共通事項8参照）となった時点で受注可能本数に含むものとし、受注可能本数が残り1本の者が落札者又は落札候補者となった時点で、受注可能本数に達したものとする。

ただし、当該案件における落札候補者の入札が無効または落札者とししない決定（以下、「無効等」という。）がされた時点で、受注可能本数に含まないものとする。

4 複数案件において同時に落札者又は落札候補者となった場合については、開札日時の早い案件から受注可能本数に含むものとする。なお、開札日時が同一の場合は、業務番号が小さい番号の案件順とし、対象とした案件が再度入札となった場合には、再度開札日時を開札日時とする。

5 業務番号は、入札方式、業務種別に関係なく、対象とする案件に連続して付するものとし、公告文及び入札説明書に明示する。

6 落札者又は落札候補者が既に受注可能本数に達した者又はみなされた者である場合は、入札参加資格を有しない者として、当該落札者又は落札候補者の入札を無効とする。

(無効等とする時点の取扱い)

7 入札参加資格審査において落札候補者を無効等とする時点については、原則として次の手順にて行う。

(1) 落札候補者となった当日に無効とする審査対象項目

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合

- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置
 - ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置
 - ④ 受注可能本数
- (2) 落札候補者となった日の翌日から起算して2日後（本市における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目
- ① 入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）への当該案件に応じた種目での登録有無
 - ② 入札参加資格審査資料を提出期限までに提出しなかった場合
 - ③ 共通事項3に定める関係会社の参加の有無
- (3) 落札候補者となった日の翌日から起算して5日後（本市における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目
- ① (1)及び(2)以外の審査対象項目

（無効等となった場合の取扱い）

- 8 落札候補者が、7により無効等となった場合、それぞれの時点において審査順位が落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。

（資格審査資料等の取扱いの特例）

- 9 落札候補者が、7(1)④により入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、入札参加資格審査資料（以下、「資格審査資料」という。）の提出は要しないこととする。

（停止措置の特例）

- 10 9により資格審査資料の提出を要しない者については、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置は行わないこととする。

（無効等とする公表の取扱い）

- 11 落札候補者で、無効等に該当する者がある場合には、大阪市電子調達システムの「入札情報サービス」 - 「電子入札結果情報」にてその旨、公表を行う。

（落札決定の取扱い）

- 12 落札候補者に対し、落札決定を通知する予定日（落札決定予定日）については、公告本文に明示する。

決定までの日数については、原則として落札候補者となった日の翌日から起算して5日後（本市における執務の休日を除く）とする。

なお、落札決定までの期間に年末年始等が含まれる場合は、期間を延長する場合がある。その場合についても、落札決定予定日については、公告本文に明示する。